# 主水だより

#### 第74号 令和元年11月29日発行

国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 松戸出張所 〒271-0042 松戸市主水新田102 TEL 047(343)3722

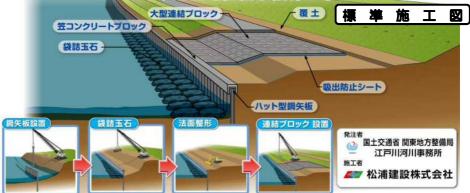
## R1江戸川定岸三輪野山地区低水護岸外工事 進揚状況について

R 1 江戸川左岸三輪 野山地区低水護岸外工 事(松浦建設(株))に ついて、10月中旬か ら現地着工しておりま す。

現在の進捗状況は、 既設護岸ブロックの撤 去を行い、鋼矢板の設 置を施工し始めたところ です。今後、袋詰玉石の 設置、法面整形、連結ブ ロック設置という流れで行 っていく予定です。



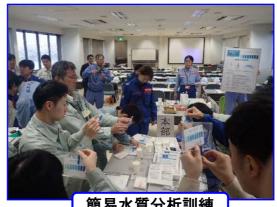




## 水質事酸対策訓練について

10月29日(火)に松戸出張所で江戸川河川事務所開催の「水質事故対策訓練」が 行われました。事務所職員だけでなく、関連する都県や市の職員も参加しました。当 日はあいにくの悪天候により予定していた船によるオイルフェンス展張訓練は出来ま せんでしたが、室内でロープ結束訓練や簡易水質分析訓練などを行いました。 今回の訓練を生かし、今後も水質事故に適切に対処していきます。





簡易水質分析訓練

## 河川敷に悪質な不法投棄(産業廃棄ゴミ)を発見、警察に通報しました

11月4日(月)に江戸川に産業廃棄ゴミの投棄を河川巡視員が確認しました。その後、流山警察署に通報し、11月6日(水)に警察と現地立会を実施しました。

不法投棄は、「河川法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も、河川巡視等により発見した悪質な不法行為に対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。

#### ●罰則について

#### ·河川法

3ヶ月以下の懲役又は20万 円以下の罰金。

・廃棄物の処理及び清掃に関 する法律

5年以下の懲役又は1千万 円以下の罰金(法人等の場合 は3億円以下の罰金)に処せら れる場合があります。



産業廃棄ゴミの不法投棄



警察の立会状況

## 松戸管内11月期 工事安全パトロールについて

11月29日(金)に工事安全パトロール を実施しました。

今回、2工事を対象に作業状況や安全 対策等を確認しましたが、事故につなが るような案件は発見されませんでした。 11月に入り、どの工事も本格的に動 き出し始めましたので、事故の無いよう 監督していきたいと思います。



### あとがき

11月21日(木)に中国北京市水務局の研修チームが日本の水分野(利水、治水、水環境)の事業についての運営管理等の手法を学ぶために北千葉導水路の視察に来られました。江戸川や坂川の治水対策や水運用について熱心に勉強されていました。

主水だより編集責任者:管理第二係 吉田」

出張所だよりは江戸川河川事務所のホームページに(http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa)掲載しています。